

項目		非鉄金属製造業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
秋田	田	-	713	H16.12.18
福島	島	-	715	H16.12.1
埼玉	玉	-	779	H16.12.1
神奈川	奈川	-	780	H16.12.15
富山	山	6,156	770	H12.12.26
静岡	岡	-	768	H16.12.11
三重	重	-	756	H16.12.15
大阪	阪	-	774	H16.11.30
大分	分	-	714	H16.12.25

項目		金属製品製造業		
都道府県名		日額	時間額	発効日
富山	山	6,019	753	H12.12.22
石川	川	6,102	763 *1	H11.12.26
石川	川	5,406	676 *2	H5.12.26
三重	重	-	756	H16.12.15
京都	都	-	794	H16.12.22
広島	島	-	752	H16.12.31

項目		一般機械器具製造業		
都道府県名		日額	時間額	発効日
山形	形	-	704	H16.12.25
茨城	城	-	739 *3	H16.12.31
茨城	城	5,805	726 *4	H11.12.31
栃木	木	-	746	H16.12.31
群馬	馬	-	744	H16.12.20
千葉	葉	-	785	H16.12.25
東京	京	-	788	H16.12.31
神奈川	奈川	-	805	H16.12.9
富山	山	6,180	773	H14.1.25
石川	川	-	777	金属製品、電気機器を含む H16.12.31
福井	井	-	745	H16.12.24
長野	野	-	759	輸送用機器を含む H16.11.27
愛知	知	-	795	H16.12.16
三重	重	-	762	H15.12.15
滋賀	賀	-	774	H16.12.18
京都	都	-	796	H16.12.22
大阪	阪	-	799	金属製品、輸送用機器を含む H16.10.31
兵庫	庫	-	796	H16.12.1
奈良	良	-	752	H16.12.25
島根	根	-	714	H16.12.21
岡山	山	-	748	H16.12.10
広島	島	-	753	H16.12.16
徳島	島	-	761	H16.12.21
香川	川	-	761	H16.12.15
愛媛	媛	-	753	H16.12.25
佐賀	賀	-	714	H16.12.19
長崎	崎	-	727	H16.12.24

項目		電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
北海道	道	-	710	H16.12.1
青森	森	-	666	H16.12.21
岩手	手	-	661	H16.12.12
宮城	城	-	699	H16.12.15
秋田	田	-	674	H16.12.24
山形	形	-	691	H16.12.25
福島	島	-	676	H16.12.1
茨城	城	-	736 *5	H16.12.31
栃木	木	5,786	723	H11.12.31
群馬	馬	-	747	H17.1.5
埼玉	玉	-	742	H16.12.20
千葉	葉	-	781	H16.12.1
東京	京	-	782	H16.12.25
神奈川	奈川	-	784	精密機器を含む H16.12.31
新潟	潟	-	794	H16.12.8
富山	山	5,583	741	H16.12.17
石川	川	-	698	H15.3.22
福井	井	-	715	H16.12.31
山梨	梨	-	702	H16.12.24
長野	野	-	754	H16.12.1
岐阜	野	-	748	精密機器を含む H16.11.27
静岡	岡	-	738	H16.12.21
愛知	知	-	751	H16.12.11
三重	重	-	759	H16.12.16
滋賀	賀	-	739	H16.12.15
京都	都	-	757	H16.12.18
大阪	阪	-	781	H16.12.22
兵庫	庫	-	776	H16.10.31
奈良	良	-	760	H16.12.1
島根	根	-	752	H16.12.25
岡山	取	-	708	H16.12.20
広島	根	-	662	H16.12.21
徳島	山	-	682	H16.12.10
香川	島	-	710	H16.12.16
愛媛	口	-	691	H16.12.15
高知	島	-	713	H16.12.21
福岡	川	-	713	H16.12.15
佐賀	媛	-	712	H16.12.25
長崎	知	-	704	H16.12.30
熊本	岡	-	734	H16.12.10
大分	賀	-	673	H16.12.12
宮崎	崎	-	668	H16.12.25
鹿児島	本	-	667	H16.12.20
	分	-	663	H16.12.25
	崎	-	661	H16.12.31
	島	-	661	H17.1.2

項目 都道府県名	輸送用機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	716	*6	H16.12.1
北海道	5,684	711	*7	H12.12.1
秋田	-	703		H16.12.30
山形	-	707		H16.12.25
福島	-	710		H16.12.1
栃木	-	747		H16.12.31
群馬	-	744	建設機械を含む	H16.12.20
埼玉	-	794		H16.12.1
東京	-	787		H16.12.31
神奈川県	-	799	建設機械を含む	H16.12.19
富山	-	769		H16.3.7
石川	-	777		H16.12.31
山梨	-	760		H16.12.1
岐阜	-	775	自動車・同附属品	H16.12.21
岐阜	-	832	航空機・同附属品	H16.12.21
静岡県	-	773	一般機械器具を含む	H16.12.11
愛知	-	803	建設機械を含む	H16.12.16
三重	-	777	建設機械を含む	H16.12.15
滋賀	-	775		H16.12.18
京都	-	794	建設機械を含む	H16.12.22
大阪	-	792		H16.12.9
兵庫	-	831		H16.12.1
島根	-	715		H16.12.21
岡山	-	740	自動車・同附属品	H16.12.10
岡山	-	764	船舶製造・修理業, 船用機関	H16.12.10
広島	-	739	自動車・同附属品	H16.12.16
広島	-	776	船舶製造・修理業, 船用機関	H16.12.16
山口	-	733		H16.12.15
香川	-	766		H16.12.15
愛媛	-	764		H16.12.25
福岡	-	750		H16.12.10
長崎	-	741		H16.12.26
熊本	-	714		H16.12.20
大分	-	712		H16.12.25

項目 都道府県名	精密機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
岩手	-	664		H17.1.9
山形	5,070	634	電気機器を含む	H8.1.10
福島	-	704		H16.12.1
茨城	-	736		H16.12.31
栃木	-	746	電気機器を含む	H16.12.31
埼玉	-	788		H16.12.1
千葉	-	767		H16.12.25
愛知	-	752		H16.12.16
滋賀	-	763		H16.12.18
兵庫	-	764		H16.12.1

項目 都道府県名	新聞・出版業関係			発効日
	日額	時間額		
東京	-	785		H16.12.31
沖縄	-	688		H16.12.5

項目		各種商品小売業		
都道府県名		日額	時間額	発効日
青森	森	-	662	H16.12.21
岩手	手	-	676	H17.1.8
茨城	城	-	712	H16.12.31
栃木	木	-	727	H16.12.31
埼玉	玉	-	763	H16.12.1
千葉	葉	-	748	H16.12.25
東京	京	-	762	H16.12.31
新潟	潟	-	705	H16.12.12
福島	井	-	713	H16.12.24
長野	野	-	724	H16.12.31
静岡	岡	-	738	H16.12.11
愛知	知	-	750	H16.12.16
滋賀	賀	-	710	H16.12.18
京都	都	5,967	748	H16.1.11
大阪	阪	-	749	H16.11.30
兵庫	庫	-	741	H16.12.1
鳥取	取	-	681	H15.12.20
岡山	山	-	703	H16.12.10
広島	島	-	731	H16.12.16
愛媛	媛	-	668	H16.12.25
福岡	岡	-	710	H14.12.10
大宮	分	-	654	H16.12.25
宮崎	崎	-	647	H16.12.25
沖縄	縄	-	638	H16.11.26

項目		自動車小売業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
青森	森	-	700	H14.12.21
岩手	手	-	681	H16.12.12
宮城	城	-	704	H16.12.15
秋田	田	-	691	H16.12.22
福島	島	-	703	H16.12.1
埼玉	玉	-	792	H16.12.1
千葉	葉	-	777	H16.12.25
東京	奈川	-	799	H16.12.11
新潟	潟	-	738	H16.12.9
富山	山	-	739	H16.3.24
愛知	知	-	783	H16.12.16
京都	都	5,926	741	H9.12.21
大阪	都	6,007	750	H13.12.20
兵庫	阪	-	786	H16.11.30
奈良	庫	-	779	H16.12.1
島根	良	-	752	H16.12.25
広島	根	-	688	H16.12.21
福岡	島	-	737	H16.12.31
大宮	岡	-	750	H16.12.10
宮崎	分	-	677	H16.12.25
鹿児島	崎	-	675	H16.12.26
沖縄	島	-	666	H16.12.26
	縄	-	638	H16.12.2

項目		百貨店, 総合スーパー		
都道府県名		日額	時間額	発効日
富山	山	5,726	716	H12.1.5
石川	川	-	738	H16.12.31
和歌山	山	-	721	H14.12.30
島根	根	-	684	H16.12.21
山口	口	-	693	H16.12.15
福岡	岡	-	711	H16.12.10
熊本	本	-	676	H15.12.20
鹿児島	島	-	649	H16.12.31

項目		自動車整備業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
山形	形	-	709	H16.12.25

項目		一般貨物自動車運送業		
都道府県名		日額	時間額	発効日
高知	知	7,280	910	H10.12.30

- *1 洋食器・刃物・手道具・金物類・金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等又はその他の金属製品製造業
- *2 洋食器・刃物・手道具・金物類、建設用・建築用金属製品、金属プレス製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等又はその他の金属製品製造業
- *3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業及び産業用ロボット製造業を除く
- *4 繊維機械製造業を除く
- *5 電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及び音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業を除く
- *6 船舶製造・修理業(木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。)又は船体ブロック製造業
- *7 鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、船艇製造・修理業

労働協約拡張方式の現状

	滋賀県塗料製造業 地域的最低賃金	広島県広島市・東広島市 塗料製造業地域的最低賃金
適用地域	滋賀県の区域	広島県広島市・東広島市の区域
申請代表団体	イサム塗料労働組合	日本ペイント労働組合
最低賃金額 日額(時間額)	6,640円(830円)	7,200円(960円)
改正発効年月日	12.5.10	10.11.5
適用使用者数 (当該労働協約の適用を受けている 使用者数)	6人 (4人)	3人 (2人)
適用労働者数 (当該労働協約の適用を受けている 労働者数)	360人 (239人)	149人 (134人)

最低賃金適用除外許可の状況の推移

事項		年	平成13年			平成14年			平成15年		
			申 請 数	許 可		申 請 数	許 可		申 請 数	許 可	
				件 数	人 員		件 数	人 員		件 数	人 員
最低賃金法第8条第1号	精神の障害により著しく 労働能力の低い者	(件) 3,379	(件) 3,301	(人) 3,307	(件) 3,442	(件) 3,404	(人) 3,408	(件) 3,454	(件) 3,324	(人) 3,324	
	身体の障害により著しく 労働能力の低い者	312	331	331	189	184	184	277	268	268	
最低賃金法第8条第2号	試の使用期間中の者	2	2	2	2	1	8	1	1	1	
最低賃金法第8条第3号	能開法施行規則に基づく 職業訓練を受ける者	92	92	96	48	47	285	34	32	50	
第8条第4号	則第4条第2項第1号	10	10	10	10	10	10	0	0	0	
	則第4条第2項第2号	9	11	15	5	3	3	11	10	13	
	則第4条第2項第3号	34	34	38	166	93	155	1,327	1,311	2,215	
計		3,838	3,781	3,799	3,862	3,742	4,053	5,104	4,946	5,871	

平成16年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果について

事項	区分	監督実施 事業場数	法第5条違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に対する違反率			最低賃金 額未満の 労働者数 が監督実 施事業場 の全労働 者数にし める比率 (%)	
			計	地域別最 低賃金の みの適用 事業場で 地域別最 低賃金違 反があった もの	産業別最 低賃金適 用事業場 で産業別 最低賃金 違反があ ったもの (地域別最 低賃金違 反が併せ てあった ものを 含む)		産業別最 低賃金適 用事業場 で地域別 最低賃金 のみに違 反があった もの(注)
合計		12,337	678 (5.5)	532 (4.3)	126 (1.0)	20 (0.2)	1.3
地域別最賃のみ適用事業場		10,147	532 (5.2)	532 (5.2)	-	-	1.2
新産業別最賃適用事業場		2,190	146 (6.7)	-	126 (5.8)	20 (0.9)	1.5
	食料品・飲料製造業関係	16	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	繊維工業関係	46	4 (8.7)	-	4 (8.7)	0 (0.0)	0.5
	木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	パルプ・紙・紙加工製造業関係	1	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	出版・印刷・同関連産業関係	35	2 (5.7)	-	2 (5.7)	0 (0.0)	0.6
	窯業・土石製品製造業関係	10	2 (20.0)	-	2 (20.0)	0 (0.0)	2.6
	鉄鋼業関係	12	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	非鉄金属製造業関係	8	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	金属製品製造業関係	53	3 (5.7)	-	3 (5.7)	0 (0.0)	1.1
	一般機械器具製造業関係	321	12 (3.7)	-	12 (3.7)	0 (0.0)	0.8
	電気機械器具製造業関係	1,179	85 (7.2)	-	69 (5.9)	16 (1.4)	1.7
	輸送用機械器具製造業関係	265	19 (7.2)	-	18 (6.8)	1 (0.4)	1.6
	精密機械器具製造業関係	54	4 (7.4)	-	2 (3.7)	2 (3.7)	2.5
	各種商品小売業関係	67	5 (7.5)	-	5 (7.5)	0 (0.0)	0.8
	自動車小売業関係	89	4 (4.5)	-	4 (4.5)	0 (0.0)	0.5
	その他	33	6 (18.2)	-	5 (15.2)	1 (3.0)	2.9

(注) 年齢、業務等の適用除外者について、地域別最低賃金違反があったもの

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移（平成7～16年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第5条違反 事業場数	違反率 (%)	監督実施事業場 の労働者数	最低賃金未満 労働者数	最低賃金 未満労働 者数の比 率 (%)
7	18,068	1,843	10.2	299,275	6,126	2.0
8	16,940	1,682	9.9	265,217	5,531	2.1
9	15,499	1,578	10.2	269,758	5,750	2.1
10	17,068	1,771	10.4	306,847	6,504	2.1
11	15,869	1,580	10.0	257,801	5,743	2.2
12	15,295	1,447	9.5	229,893	5,248	2.3
13	14,688	1,363	9.3	230,519	5,213	2.3
14	14,016	1,283	9.2	204,208	4,363	2.1
15	13,080	860	6.6	197,402	2,723	1.4
16	12,337	678	5.5	178,757	2,321	1.3

(注) 各年とも1～12月の間の結果である。